

平成19年第4回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																
◎予算 (14件) 総務部	平成19年度三重県一般会計補正予算(第2号) 平成19年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県港湾整備事業会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県公共用地先行取得事業特会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県水道事業会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県電気事業会計補正予算(第1号) 平成19年度三重県病院事業会計補正予算(第1号)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>14件</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">} 議案 49件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	14件	} 議案 49件	条 例	17件	その 他	18件	報 告	13件	認 定	1件	提 出	1件	計	62件	
予 算	14件	} 議案 49件																
条 例	17件																	
その 他	18件																	
報 告	13件																	
認 定	1件																	
提 出	1件																	
計	62件																	

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (17件) 教育委員会	【1】 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案	学校教育法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものである。 (学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日から施行) (主な改正内容) ・次に掲げる条例において規定を整理する。 (1) 地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例 (2) 三重県立特別支援学校条例 (3) 三重県立公衆衛生学院条例 (4) 旅館業法施行条例 (5) 三重県専修学校高等課程修業奨学金返還免除に関する条例 (6) 認定こども園の認定基準等に関する条例
	(参 考) ○ 学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の概要 改正教育基本法において明確にされた教育理念に基づき、義務教育の目標を定め、各学校種の目的及び教育の目標を見直すとともに、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、副校長等の新しい職を設置する等の改正を行う。 (1) 各学校種の目的及び目標の見直し等 ・改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新に義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直す。 ・学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定する。 (改正前) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園 (改正後) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校 (2) 副校長その他の新しい職の設置 学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとする。 (3) 学校評価及び情報提供に関する規定の整備 (4) 大学等の履修証明制度 (5) その他関係法律の一部改正	
総務部	【2】 三重県部制条例の一部を改正する条例案	平成20年度の組織機構の見直しに伴い、部の名称等の改正を行うものである。 (平成20年4月1日から施行) (主な改正内容) (1) 生活・文化部の設置 ア 生活部の分掌事務に「生涯学習の振興に関すること」を加える。 イ 生活部の名称を「生活・文化部」に改める。 (2) 青少年の育成に関する事務の移管 青少年の育成に関する事務を、生活部の分掌事務から健康福祉部の分掌事務に移管する。 (3) 科学技術の振興に関する事務の移管 科学技術の振興に関する事務を、政策部の分掌事務から農水商工部の分掌事務に移管する。
	(参 考) ○ 三重県部制条例の概要 地方自治法第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、必要な事項を定めたものである。	

区 分	件 名	概 要
政策部	<p>【3】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成20年4月1日(一部公布の日、平成20年1月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 四日市市が保健所を設置することに伴い、次の事務の一部を四日市市が処理することとする。</p> <p>ア 児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に基づく事務</p> <p>イ 食品衛生法及び食品衛生法施行令に基づく事務</p> <p>ウ 理容師法の施行のための規則に基づく事務</p> <p>エ 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく事務</p> <p>オ 墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務</p> <p>カ 社会保険診療報酬支払基金法に基づく事務</p> <p>キ 医師法及び医師法施行令に基づく事務</p> <p>ク 歯科医師法及び歯科医師法施行令に基づく事務</p> <p>ケ 保健師助産師看護師法、保健師助産師看護師法施行令及び保健師助産師看護師法施行規則に基づく事務</p> <p>コ 歯科衛生士法に基づく事務</p> <p>サ 医療法及び医療法施行令に基づく事務</p> <p>シ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務</p> <p>ス 毒物及び劇物取締法、毒物及び劇物取締法施行令及び同法の施行のための規則に基づく事務</p> <p>セ 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令に基づく事務</p> <p>ソ 覚せい剤取締法に基づく事務</p> <p>タ 麻薬及び向精神薬取締法及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則に基づく事務</p> <p>チ 歯科技工士法、歯科技工士法施行令及び歯科技工士法施行規則に基づく事務</p> <p>ツ 美容師法の施行のための規則に基づく事務</p> <p>テ 調理師法、調理師法施行令及び同法の施行のための規則に基づく事務</p> <p>ト 薬事法、薬事法施行令及び薬事法施行規則に基づく事務</p> <p>ナ 薬剤師法及び薬剤師法施行令に基づく事務</p> <p>ニ 製菓衛生師法、製菓衛生師法施行令及び同法の施行のための規則に基づく事務</p> <p>ヌ 動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則、三重県動物の愛護及び管理に関する条例及び同法の施行のための規則に基づく事務</p> <p>ネ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づく事務</p> <p>ノ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務</p> <p>ハ 障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令及び障害者自立支援法施行規則に基づく事務</p> <p>ヒ クリーニング業法施行令及びクリーニング業法施行規則に基づく事務</p> <p>フ 死体解剖保存法施行令に基づく事務</p> <p>ヘ 臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく事務</p> <p>ホ 理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務</p> <p>マ 視能訓練士法施行令に基づく事務</p>

区分	件名	概要
政策部 つづき		<ul style="list-style-type: none"> ミ 母体保護法施行規則に基づく事務 ム 母子保健法施行規則に基づく事務 メ 三重県魚介類行商営業条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務 モ 三重県小規模水道条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務 <ol style="list-style-type: none"> (2) 都市計画法に基づく建築の協議及び監督処分等の事務を津市及び鈴鹿市が処理することとする事務とする。 (3) 都市計画法に基づく建築の許可、建築の協議及び監督処分等の事務を松阪市及び桑名市が処理することとする事務とする。 (4) 景観法に基づく建築物の建築等の届出の受理に関する事務を四日市市、伊勢市、松阪市及び伊賀市を除く各市町が処理することとする事務とする。 (5) 浄化槽法に基づく浄化槽の設置等の届出の受理等の事務を処理することとする市町から四日市市を除く。 (6) 三重県交通災害共済条例の施行のための規則に基づく事務を処理することとする市町から四日市市を除く。 (7) 三重県生活環境の保全に関する条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務（騒音及び振動の規制に係るものに限る。）を処理することとする市町に志摩市を加える。
	<p style="text-align: center;">〈参考〉</p> <p>○ 三重県の事務処理の特例に関する条例の概要 地方自治法第252条の17の2第1項に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて定めたものである。</p>	
総務部	<p>【4】 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成20年度の組織機構の見直しに伴い、行政機関の設置等に係る規定の改正を行うものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 三重県四日市保健福祉事務所を廃止し、三重県桑名保健福祉事務所の所管区域に「四日市市」及び「三重郡」を加える。 (2) 三重県四日市保健所を廃止し、三重県桑名保健所の所管区域に「三重郡」を加える。 (3) 三重県四日市食肉衛生検査所を廃止し、三重県松阪食肉衛生検査所の所管区域を「三重県の区域（四日市市を除く。）」に改める。
	<p style="text-align: center;">〈参考〉</p> <p>○ 三重県行政機関設置条例の概要 地方自治法及び他の法律の規定に基づき、行政機関の設置等について定めたものである。</p>	

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【5】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成19年10月12日付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、一般職の職員の給料月額及び扶養手当の額の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日から施行。一部平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給料月額について、初任給を中心に若年層に限定して引き上げる。 ・一般職の職員の扶養手当について、子等に係る手当を月額6,500円(現行6,000円)に改める。 ・一般職の職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の150(現行100分の145)に改める。
	<p>【6】 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現業職員の給料月額について、初任給を中心に若年層に限定して引き上げる。
	<p>【7】 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、施行期日を改めるものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員保険法に係る規定の施行期日を日本年金機構法の施行の日(現行平成22年4月1日)に改める。
<p>〈参考〉 ○ 日本年金機構法 (趣旨) 社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、厚生労働大臣の直接的な監督の下で一連の運営業務を担わせる非公務員型の年金公法人として、日本年金機構を設置する。</p>		

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【8】 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等にかんがみ、職員の育児短時間勤務に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定を改正するものである。 (平成20年4月1日((1)エのみ公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) 少子化対策が求められる中、公務においても、長時間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう法律において導入された育児短時間勤務の実施等に係る改正。</p> <p>(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ア 育児短時間勤務に係る要件や手続き イ 育児短時間勤務をしている職員及び任期付短時間勤務職員の給与の取扱い(勤務時間数に応じたもの) ウ 育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い(育児短時間勤務をした期間は現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなし、3分の1に相当する月数は在職期間から除算) エ 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整(当該育児休業期間の100分の100以下の換算率により換算して得た期間(現行当該育児休業期間の2分の1に相当する期間)を引き続き勤務したとみなす。) (平成19年8月1日(法施行日)以降の期間についての措置)</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(3) 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 所要の規定を整備する。</p> <p>(参 考)</p> <p>○ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)</p> <p>1 育児短時間勤務 (1) 対象となる職員 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員 (2) 勤務のパターン ① 1日当たり4時間(週20時間) ② 1日当たり5時間(週25時間) ③ 週3日(週24時間) ④ 週2日半(週20時間)等の勤務の形態から選択 (3) 給与等 地方公共団体において、国家公務員の取扱いを基準として措置を講じなければならない。 (4) 並立任用 同一の職に、週20時間勤務である2人の育児短時間勤務職員を任用することができる。</p> <p>2 任期付短時間勤務 育児短時間勤務職員が処理できなくなる業務に従事するため、任期を定めて短時間勤務職員(非常勤)を任用することができる。</p> <p>3 施行日 平成19年8月1日</p>

区 分	件 名	概 要
環境森林部	<p>【9】 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>(参 考)</p> <p>○ 条例の目的 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理をはかり、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>○ 浄化槽法 第九章 条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度 第48条 都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。）は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。</p> <p>2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 五年以内の登録の有効期間に関する事項 二 備えるべき器具に関する事項 三 浄化槽管理士の設置に関する事項 四 浄化槽清掃業者との連絡に関する事項 五 保守点検の業務を行おうとする区域を記載した書面の提出等に関する事項</p> <p>3 第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者は、浄化槽管理士の資格を有する者を浄化槽の保守点検の業務に従事させなければならない。</p> <p>4 市町村長（保健所を設置する市及び特別区の長を除く。）は、第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者の業務に関し、違法又は不適正な事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。</p>	<p>四日市市が保健所を設置することに伴い、規定を整備するものである。</p> <p>(平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 四日市市の区域を、対象区域から除くものとする。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【10】 三重県営住宅条例の一部を 改正する条例案</p>	<p>県営住宅から暴力団員を排除するため、入居の資格等についての規定を改正するものである。 (平成20年1月1日施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 入居の資格に、その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないことを加える。 (2) 知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合には、同居の承認をしてはならないものとする。 (3) 知事は、入居者としての地位の承継を受けようとする者が暴力団員である場合には、入居の承継の承認をしてはならないものとする。 (4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときには、近傍同種の住宅の家賃を請求するとともに、住宅の明渡しを請求することができるものとする。 (5) 知事は、必要があると認めるときは、県営住宅への入居の許可をしようとする者又は現に県営住宅を使用している者(同居者を含む。)が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができるとともに、警察本部長は、知事に意見を述べるすることができるものとする。</p> <p>(参 考)</p> <p>○ 背景及び目的 平成19年4月、東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことから、国土交通省が実態調査を行ったところ、全国的に公営住宅における暴力団員による不法行為が発生していることが明らかになった。 このため、6月1日、国土交通省から住宅局長名で暴力団員排除に関する基本指針の通達が発出された。 こうしたことを踏まえ、県営住宅における暴力団員を排除し、県営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保、公営住宅制度への信頼確保を図るため、県営住宅における暴力団員排除を条例に規定する。 また、暴力団員排除の実効を期すため、暴力団員情報の提供や暴力団員の排除に関して、三重県警察本部との連携を図る。</p> <p>○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (定義) 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【11】 三重県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案</p> <p>〈参 考〉</p> <p>○ 特定公共賃貸住宅 一般の県営住宅とは異なり、中堅所得者（県営住宅の所得基準を超える方）を対象とした住宅</p> <p>○ 申込み資格</p> <p>(1) 自らが居住するための住宅を必要とする者であって、収入月額が20万円以上、60万1千円以内の収入を有し、かつ同居親族（婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同様に事情にある者、婚姻予定で入居指定日から3か月以内に同居できる者を含む。）がある者</p> <p>(2) 災害、不良住宅の撤去等の事情により自ら居住する住宅を必要とする者で、(1)に記載する収入を有する者</p> <p>(3) 確実な連帯保証人（2名）のある者</p>	<p>特定公共賃貸住宅から暴力団員を排除するため、入居の資格等についての規定を改正するものである。 (平成20年1月1日施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 入居の資格に、その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを加える。</p> <p>(2) 知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合には、同居の承認をしてはならないものとする。</p> <p>(3) 知事は、入居者としての地位の承継を受けようとする者が暴力団員である場合には、入居の承継の承認をしてはならないものとする。</p> <p>(4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときには、近傍同種の住宅の家賃を請求するとともに、住宅の明渡しを請求することができるものとする。</p> <p>(5) 知事は、必要があると認めるときは、特定公共賃貸住宅への入居の許可をしようとする者又は現に特定公共賃貸住宅を使用している者（同居者を含む。）が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができるとともに、警察本部長は、知事に意見を述べるができるものとする。</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【12】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成19年10月12日付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、公立学校職員の給料月額及び扶養手当の額の改定並びに勤勉手当の支給割合の改正を行うものである。 (公布の日から施行。一部平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 公立学校職員の給料月額について、初任給を中心に若年層に限定して引き上げる。 (2) 公立学校職員の扶養手当について、子等に係る手当を月額 6,500円(現行 6,000円)に改める。 (3) 公立学校職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の150(現行100分の145)に改める。</p>
	<p>【13】 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>公立学校職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>・現業職員の給料月額について、初任給を中心に若年層に限定して引き上げる。</p>
	<p>【14】 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等にかんがみ、公立学校職員の育児短時間勤務等に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定を改正するものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 ア 育児短時間勤務職員(育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、承認を受けた育児短時間勤務等の内容に従い、県教育委員会が定める。 イ 任期付短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、県教育委員会が定める。 ウ 育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りは、県教育委員会が定める。 (2) 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正 再任用短時間勤務職員の給料月額についての規定を整備する。</p> <p>(参 考)</p> <p>○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) (原費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件) 第42条 原費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第6項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	<p>【15】 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正にかんがみ、任期付短時間勤務職員についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 任期付短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)には、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間とあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間との合計が40時間に達するまでは時間外勤務手当を支給しないものとする。</p> <p>(2) 任期付短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当についての規定を適用しないものとする。</p>
<p>(参 考)</p> <p>○ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)</p> <p>(1) 育児短時間勤務</p> <p>① 対象となる職員 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員</p> <p>② 勤務のパターン</p> <p>ア 1日当たり4時間(週20時間)</p> <p>イ 1日当たり5時間(週25時間)</p> <p>ウ 週3日(週24時間)</p> <p>エ 週2日半(週20時間)等の勤務の形態から選択</p> <p>③ 給与等 地方公共団体において、国家公務員の取扱いを基準として措置を講じなければならない。</p> <p>④ 並立任用 同一の職に、週20時間勤務である2人の育児短時間勤務職員を任用することができる。</p> <p>(2) 任期付短時間勤務 育児短時間勤務職員が処理できなくなる業務に従事するため、任期を定めて短時間勤務職員(非常勤)を任用することができる。</p> <p>(3) 施行日 平成19年8月1日</p>		

区 分	件 名	概 要
病院事業庁	<p>【16】 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>〈参 考〉 ○ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号） (1) 育児短時間勤務 ① 対象となる職員 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員 ② 勤務のパターン ア 1日当たり4時間（週20時間） イ 1日当たり5時間（週25時間） ウ 週3日（週24時間） エ 週2日半（週20時間）等の勤務の形態から選択 ③ 給与等 地方公共団体において、国家公務員の取扱いを基準として措置を講じなければならない。 ④ 並立任用 同一の職に、週20時間勤務である2人の育児短時間勤務職員を任用することができる。 (2) 任期付短時間勤務 育児短時間勤務職員が処理できなくなる業務に従事するため、任期を定めて短時間勤務職員（非常勤）を任用することができる。 (3) 施行日 平成19年8月1日</p>	<p>地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、任期付短時間勤務職員の規定を整備する。 （平成20年4月1日施行）</p> <p>（主な改正内容） (1) 任期付短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）には、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間とあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間との合計が40時間に達するまでは時間外勤務手当を支給しないものとする。 (2) 任期付短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当についての規定を適用しないものとする。</p>
政策部	<p>【17】 三重県生活創造圏ビジョン推進条例を廃止する条例案</p> <p>〈参 考〉 ○ 三重県生活創造圏ビジョン推進条例の概要 この条例は、自己決定と自己責任に基づき、住民、市町、県等が協働によって進める生活創造圏づくりに関し、住民と県とが担うべき役割を明らかにするとともに、生活創造圏ビジョンに関する基本的事項を定めることにより、県内各地域において、生活創造圏ビジョンに基づく事業を推進し、もって豊かで個性的な地域社会の実現を図ることについて定めたものである。 （定義） 1 協働 地域づくり等において、住民、市町、県等が、自発的に対等の関係で、信頼と協調の関係を保ちながら、共に行動することをいう。 2 生活創造圏 住民が生活に密着した行政サービスを受けることができ、中心都市とその周辺地域が相互に交流及び連携をし、住民、市町、県等がそれぞれの立場で協働によってつくりあげる市町域を越えた広域的な地域づくりの場をいう。 3 生活創造圏ビジョン 生活創造圏づくりの考え方に基づいて、各生活創造圏における歴史、文化、環境等の特性をいかして、豊かで個性的な地域社会をつくるための計画をいう。 4 住民 県内に住所のある者、県内に事務所のある法人（地方公共団体を除く。）その他の団体及びその他県政に参加する者をいう。</p>	<p>生活創造圏ビジョンの終了に伴い、同ビジョンの推進について定めた三重県生活創造圏ビジョン推進条例を廃止するものである。 （公布の日から施行）</p>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (18件) 総務部	【18】 当せん金付証票の発売について	公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額等必要な事項を定める。 ○発売総額 平成20年度 170億円以内
県土整備部	【19】 工事請負契約について	一般国道311号波田須磯崎B P国補道路改良(磯崎トンネル)工事 ○場 所 熊野市磯崎町地内 ○契約金額 525,000,000円
	【20】 工事請負契約について	北勢沿岸流域下水道(北部処理区)北部浄化センターB-1系水処理・送風機機械設備工事 ○場 所 三重郡川越町大字亀崎新田地内 ○契約金額 1,214,850,000円
	【21】 工事請負契約について	宮川流域下水道(宮川処理区)宮川浄化センター1系2池水処理・ブロワ・砂ろ過(機械)設備工事 ○場 所 伊勢市大湊町地内 ○契約金額 624,750,000円
	【22】 工事請負契約について	宮川流域下水道(宮川処理区)外宮幹線(第4工区)管渠工事 ○場 所 伊勢市岩渕1丁目地内～浦口2丁目地内 ○契約金額 420,000,000円

区 分	件 名	概 要
農水商工部	【23】 工事請負契約の変更について	鈴鹿川沿岸地区県営かんがい排水事業（一般）支線 1-2（その 8）工事 ○場 所 鈴鹿市岡田町地内～鈴鹿市算所町地内 ○契約金額 変更前 711,900,000 円 変更後 706,743,450 円
県土整備部	【24】 工事請負契約の変更について	宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第 4 工区）管渠工事 ○場 所 伊勢市御菌町高向地内～西豊浜町地内 ○契約金額 変更前 1,102,500,000 円 変更後 1,079,416,800 円
	【25】 工事請負契約の変更について	宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第 5 工区）管渠工事 ○場 所 伊勢市西豊浜町地内～磯町地内 ○契約金額 変更前 1,050,000,000 円 変更後 1,044,070,650 円
	【26】 工事協定締結の変更について	一般国道 165 号特定交通安全施設等整備事業に伴う近鉄大阪線大三・伊勢石橋間軌道下歩道函橋新設工事 ○場 所 津市白山町二本木地内 ○契約金額 変更前 671,101,000 円 変更後 644,552,000 円
政策部	【27】 財産の取得について	三重県情報ネットワーク用情報通信機器の購入 ○契約金額 389,025,000 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【28】 訴えの提起(和解を含む。)について	<p>主要地方道伊勢南島線県単道路改良事業にかかる土地売買契約の締結に際し、根抵当権の抹消登記手続きの支払額について損害賠償請求を求める訴訟である。</p> <p>○損害賠償額 1,403,000 円及び平成 17 年 12 月 1 日から返済される日まで、これに対する年 5 分の割合による金額</p>
環境森林部	【29】 三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について	<p>三重県環境学習情報センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県環境学習情報センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 東京都目黒区上目黒三丁目 2 番 3 号 りそな中目黒ビル 6 階 名 称 アクティオ株式会社 代表者 代表取締役 植村 敏明</p> <p>○指定の期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする。</p>
	【30】 三重県民の森の指定管理者の指定について	<p>三重県民の森の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県民の森の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 津市桜橋一丁目 1 0 4 番地 名 称 三重県森林組合連合会 代表者 代表理事長 青木 民夫</p> <p>○指定の期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする。</p>
	【31】 三重県上野森林公園の指定管理者の指定について	<p>三重県上野森林公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県上野森林公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 伊賀市ゆめが丘七丁目 7 番地の 1 名 称 伊賀森林組合 代表者 代表理事組合長 西口 策</p> <p>○指定の期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【32】 鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について</p>	<p>鈴鹿青少年の森（以下「公園」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 津市あのかつ台四丁目2番5 名 称 東海美松園グループ 代表者 グループ代表者 久保田健児</p> <p>○指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日までとする。</p>
	<p>【33】 大仏山公園の指定管理者の指定について</p>	<p>大仏山公園（以下「公園」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 伊勢市下野町600番地の13 名 称 有限会社太陽緑地 代表者 代表取締役 吉川信吾</p> <p>○指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日までとする。</p>
	<p>【34】 北勢中央公園の指定管理者の指定について</p>	<p>北勢中央公園（以下「公園」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 名古屋市瑞穂区中山町六丁目3番地の2 名 称 岩間造園株式会社 代表者 代表取締役 岩間久爾</p> <p>○指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日までとする。</p>
	<p>【35】 亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について</p>	<p>亀山サンシャインパーク（以下「公園」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 名古屋市中区栄一丁目10番34号 名 称 大島造園土木株式会社 代表者 代表取締役 大島嘉七</p> <p>○指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日までとする。</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (13件) 県土整備部	【36】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
農水商工部	【37】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成19年8月10日津市一志町地内の駐車場内において発生した津農林水産商工環境事務所(農政・普及室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 51,303円
	【38】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成19年8月22日桑名市桜通地内の市道において発生した桑名農政環境事務所(農政・普及室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 677,840円
警察本部	【39】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成19年4月29日四日市市安島一丁目地内のロータリーにおいて発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 487,148円
	【40】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成19年6月2日北牟婁郡紀北町紀伊長島区地内の駐車場において発生した尾鷲警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 87,470円
	【41】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成19年6月18日津市鳥居町地内の市道において発生した通信指令課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 10,474円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【42】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【43】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【44】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【45】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【46】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成19年7月11日桑名市星が丘七丁目地内の市道において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,046,931 円</p> <p>平成19年7月12日亀山市東御幸町地内の県道亀山白山線において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 57,750 円</p> <p>平成19年7月30日松阪市大塚町地内の給油所において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 52,239 円</p> <p>平成19年8月13日北牟婁郡紀北町海山区地内の駐車場において発生した尾鷲警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 15,000 円</p> <p>平成19年8月16日津市一身田町地内の市道において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 26,775 円</p>
県土整備部	<p>【47】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成19年9月17日度会郡南伊勢町東宮地内の国道260号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 125,160 円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【48】 議会の議決すべき事件以外の契約について</p>	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】三重県警察指紋情報管理システム「指掌紋フアイリング装置」の賃貸借契</p> <p>【履行場所】三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部刑事部鑑識課</p> <p>【契約金額】106,974,000円</p> <p>【契約期間】平成20年2月1日から 平成26年1月31日まで</p>